

# 自衛官守る会 規約

## (目的)

第1条 この会は、日本国民が自分たちの国を守る自衛隊及び自衛官が抱える様々な問題について考え、語り合い行動することで、この国の安心安全な社会を守る基盤を強くすることを目的とする。さらに、その活動を通して、国や国際情勢、国防や経済などを理解し、考えられる人材を育成することを目的とする。

## (名称)

第2条 この会は、「自衛官守る会」と称し、平成26年5月1日に設立される。

## (事務所)

第3条 この会の事務所は、兵庫県三田市に置く。

## (活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために調査・研究・請願活動・広報を行い次の事業を実施する。

- (1) 自衛官の抱える問題を改善するための活動。
- (2) ネット中継によるワークショップ・講演・対談。勉強会などの実施。
- (3) 提言・意見表明・広報活動。
- (4) 印刷物の刊行、電子媒体の作成。
- (5) その他この団体の目的を達するために必要な事業を行う。
- (6) この会は営利を目的としない。
- (7) この会では宗教への勧誘を一切禁止する。

## (会員)

### 第5条

- (1) この会の会員には正会員と賛助会員の2種類の会員を設ける。
- (2) 「正会員」 正会員は会の目的をともに実行し運営する会員とする。
  1. 正会員の会費は年1000円とし、4月にその会費を徴収する。
  2. 正会員は各々、署名集めや広報などの仕事を担当する。
  3. 正会員はその活動をまとめて年1度、会報を発行する
  4. 正会員は総会に出席し1人1票の議決権をもつ。
  5. 正会員の中から役員は選出される。
- (3) 賛助会員とはこの会の目的に賛同しこの会を資金面から応援する目的で入会した者とする。
  1. 賛助会員の会費は年3000円とし、4月にその会費を徴収する。
  2. 賛助会員は年一度の会報を受け取ることができる。
  3. 賛助会員は会が運営するイベントや勉強会などの案内を受け取ることができる。
  4. 賛助会員は正会員の活動を援助することができ、その実績により、希望者は正会員に推薦を受けることができる。

## (入会)

### 第6条

(1) 正会員として入会しようとする者は正会員2名以上の推薦で正会員候補者となる。正会員候補者は正会員に準ずる会員として会議に参加し、議長の承認があれば議案について意見を述べる事ができる。ただし議決権は認めない。

- (2) 正会員候補者は正会員と同じくスタッフとして運営を担う義務を持つ。会の名刺の使用は認めない。
- (3) 正会員候補者となってから1年を経過し、役員会で正会員として適当と認められ承認された場合正会員となる。
- (4) 正会員候補者の期間は会費を年間1000円とする。なお正会員候補者は本人の意思で賛助会員となることもできる。
- (5) 正会員は正会員の入会届を提出し、会費を納入することで正会員名簿に記載される。なお正会員は日本国国籍のあるもののみとし、正会員は役員会が必要と認める場合は記載事項の証明となる書類を提示することとする。
- (6) 正会員が家庭の事情や病気などのやむを得ない事情にて一時賛助会員に移る、あるいは退会となった場合、事情を鑑み役員会によって承認された場合に限り、直接正会員に戻ることができることとする。
- (7) 正会員は賛助会員の中から正会員候補者を推薦することができる。
- (8) 賛助会員は賛助会員入会届を提出し、会費を納入すれば賛助会員となれる。

#### (会費)

第7条 年会費は正会員1000円、とする。賛助会員3000円とする。(会費は4月度に原則徴収とする。)

会費を滞納し、6か月を超えたものは会員名簿から削除される。

#### (退会)

第8条 会員は、退会届を会長にメッセージを出し任意に退会することができる。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したときまたは失踪宣告を受けたとき。
- (2) 会の内外で公序良俗に反する行為及び発言を行ったと会長が判断したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総会で過半数の正会員の同意があったとき。

#### (除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決権においてこれを除名することができる。

- (1) この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は当該会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3. 会長は、前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知しなければならない。

#### (役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監査

2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、過半数の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項により総会において解任が決議された場合には引き続き新たな会長もしくは副会長を選任する決議を行うこととする。

(総会)

第13条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業報告及び収支予算

(4) 役員を選任又は解任

(5) その他会の運営に関する重要事項

3. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

4. 総会の種類は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の招集)

第14条 総会の招集は、少なくとも開催日の10日前までに正会員に対して、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

2. 総会に出席できない正会員は委任状により別の正会員に議決権をゆだねることができる。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、会長又は会長の指名した正会員がこれに当たる。

議長は、議決権を有しない。

(総会の決議)

第16条 出席正会員の有する議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第18条 役員会は役員をもって構成する。

2. 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第19条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査役による監査の後、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第20条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第21条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局長は会長が兼任する。

(会則に定めのない事項)

第22条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第23条 この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

(守秘義務)

第24条

1. 会員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員や協力者の個人情報、及び当会内で交わされたノウハウ並びに公信私信に関わらず会話の内容や情報を、当該会員の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。
2. ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。
3. 会の活動で知り得たあらゆる情報を、故意や過失に限らず会や会の協力者の名誉を毀損する形で漏洩したあるいは漏洩した可能性のある会員は、役員判断により一時的に会員資格を停止し、当該グループより追放とする。その後役員会による事情聴取を行い、その会員の処分を決定することとする。処分には会員資格の有期限停止と除名があり、この判断については総会の決定は不要とし、事情聴取の内容は後ほど正会員に開示することとする。

附 則

この会則は、平成26年5月1日から施行する。